熊本市教育大綱【概要版】

（１）策定の経緯

平成２６（2014）年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的として、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置することや地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、平成２７（2015）年６月に「熊本市総合教育会議」を設置し、教育大綱の策定について市長と教育委員会で協議や意見交換を行うとともに、本市の教育が抱える課題等について、多くの関係者から意見を拝聴し、平成２８（2016）年３月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、「熊本市教育大綱」を策定いたしました。

しかしながら、策定直後に「平成２８年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）」に見舞われたことから、この間、震災からの復旧・復興を最優先としつつ、その先の将来を見据え、未来の礎づくりである教育施策に対しても積極的に取り組んでまいりました。

今回、4年間の計画期間の満了に伴い、今後も切れ目ない取組を進めるため、第２期となる教育大綱を策定することとしました。

策定にあたっては、これまでの取組の評価・検証を行い、熊本地震の影響もあり事業の成果が十分に上がっていないという状況を踏まえ、第1期で掲げた「重点的取組」について継承するとともに、本市の市政運営の基本方針である「第７次総合計画」の中間見直しや国の教育振興基本計画、新学習指導要領の内容を踏まえ、施策を取りまとめました。

（２）位置づけ

本教育大綱は、「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野についての基本方針と、平成２８（2016）年３月に策定した熊本市教育大綱の成果検証を反映させた重点的取組について定めます。
また、熊本市教育振興基本計画は、本教育大綱との整合を図ります。

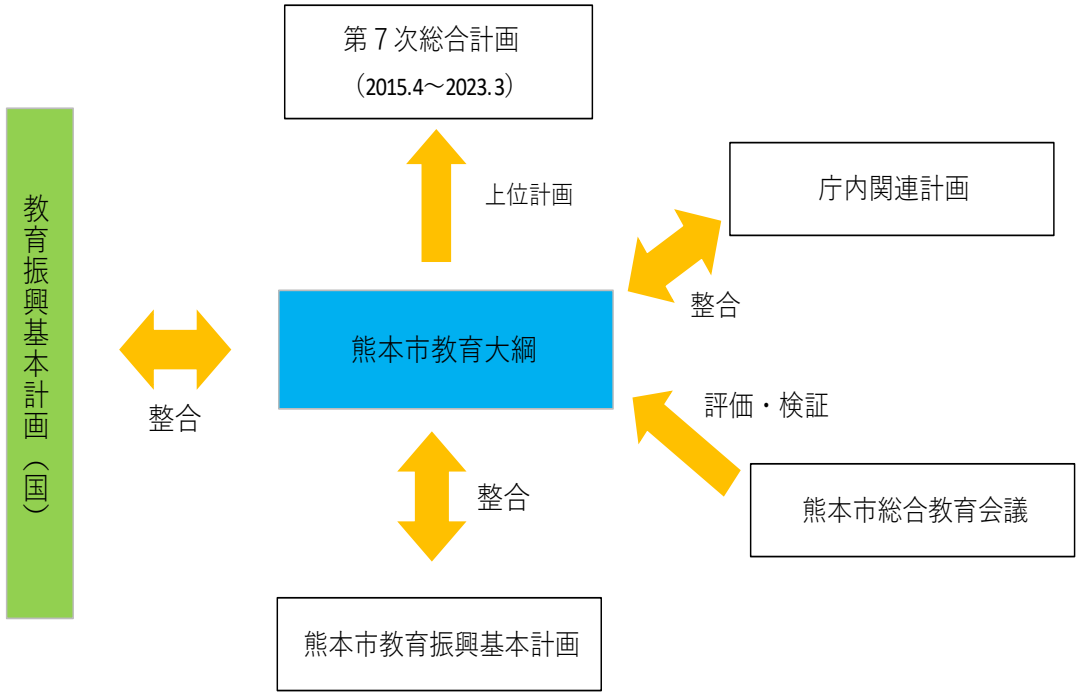

（３）計画の期間

本教育大綱は、総合計画との整合を図ることから、令和２（2020）年度から総合計画の最終年度である令和５（2023）年度までの４年間を計画期間とします。

（４）基本理念

本市の教育を取り巻く環境は、ＡＩの進化や価値観の多様化等、予測困難な時代の中で大きく変化しており、教育の現場も様々な課題を抱えるようになっています。

そこで、本市では、子どもたち一人ひとりが、このような社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めます。

そのため、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、生涯にわたり、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。

また、子どもから大人まで、すべての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会を充実させ、市民がこれらの機会を活かして地域や国際社会に貢献できる仕組みづくりに取り組みます。

加えて歴史的文化遺産の適切な保存・活用に努めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など、文化に触れあう機会の充実を図ります。

（５）施策の基本方針

施策の基本方針については、第７次総合計画の中間見直しの内容を踏まえ項目等の見直しを行いました。また、国の教育振興基本計画や令和２年度（２０２０年度）から順次、全面実施される新しい学習指導要領とも整合を図っています。

※前大綱からの変更している方針名、項目名は朱書きにて記載

基本方針１　主体的に考え行動する力を育む教育の推進

【現状と課題】
児童生徒が自ら問いを見いだし解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業の改善が求められています。

【取組方針】
子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを目指します。

主な事業概要

○自ら学びに向かう力を育む教育の推進
・ＩＣＴを活用した児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた支援、自然災害や感染症のまん延等により学校運営が継続できない場合においてのオンライン授業実施
○豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
・運動の習慣化や食育の推進等による健康の増進や体力の向上
○持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進
・体験的学習やキャリア教育の充実

基本方針２　子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

【現状と課題】
不登校への対応においては、児童生徒の意思を十分尊重し、支援を行うことが必要になっており、児童生徒の学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、特別な教育的支援を要する子どもたちの増加に伴い、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援が必要になっています。

【取組方針】
児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握するとともに、個々に応じた指導の充実に取り組みます。
また、子どもの人権を尊重し、教員が子どもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

主な事業概要

○個別最適化された学びの推進
・個に応じた授業の実施による基礎学力の定着
○多様な教育的ニーズに対応した支援の充実
・いじめや不登校などに対して、SC、SSW等との連携による適切な支援体制の整備
・未来を担う人材の育成のため、返還不要の独自の奨学金制度の創出
○特別支援教育の推進
・教職員の専門性向上や個別指導計画の作成等
・インクルーシブ教育システムの構築
・特別支援学校の拠点的機能を充実
○体罰・暴言等の根絶
・研修による再発防止徹底

基本方針3　最適な教育環境の整備

【現状と課題】
少子化、都市化、情報化の進展に伴い、地域の教育力の低下が指摘されています。
また、学校に対する多様なニーズや部活動等により、教職員に過重な負担がかかっており、質の高い学校教育を維持発展させるためには働き方改革を進める必要があります。

【取組方針】
学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を進めながら、安全で安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備します。

主な事業概要

○地域社会と連携した教育環境の整備
- 地域との連携による開かれた学校づくり
- 子どもたちのふるさとへの理解や誇りの醸成

○働き方改革の推進
- 教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境の整備

○安全・安心な学校づくりの推進
- 老朽校舎等の計画的な維持改修
- 地域や関係機関と連携し、通学路等の安全確保
- 自然災害や感染症の発生に対する安全確保の最優先対応

基本方針4　学校教育と福祉の連携の推進

【現状と課題】
子どもたちへの教育の機会確保及び支援については、学校のみではなく、福祉部門と連携し、一人ひとりの状況に応じた細やかな対応が求められています。
社会全体で困難を抱える子どもたちへの支援をさらに進めていくことができるよう、学校現場と福祉部門との連携を強化していく必要があります。

【取組方針】
子どもたちが持てる力を高め、将来にわたって心身ともに豊かな生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。
また、要保護児童などの社会的課題を抱える家庭に迅速かつ的確に対応します。

主な事業概要

○障がいへの理解の促進
- 障がいのある子どもたちに対する偏見や差別の解消に向けた正しい知識の普及･啓発

○ライフステージに応じた継続的な支援の充実
- 発達や育児に関する相談、初期療育の支援
- 卒業後の進学や就労の支援

○児童虐待への対応強化
- 専門性の高い相談体制の構築と関係機関との連携強化

○家庭環境に左右されない学習機会の充実
- 困窮世帯に対する積極的な情報提供

基本方針5　多彩な学習機会の提供と創造

【現状と課題】
変化し続ける社会の中で、生きがいを持って暮らしていくためには、自分の意思により、生涯にわたって学び続けることが重要であり、そのため、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待されています。

【取組方針】
市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるようライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。
また、市民と協働による家庭教育支援を強化します。

主な事業概要

○学びの機会の提供と創造
・多彩な体系的な学習機会の提供
・市民による学習活動を支援する仕組みづくり
○生涯学習関連施設の機能充実
○青少年の健全育成
・青少年の体験・交流活動の充実
・家庭教育プログラムの充実
・児童育成クラブの充実

基本方針6　豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

【現状と課題】
一人ひとりが文化に親しむことができるようにするためには、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が課題となっています。
また、文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間や市民自らが取り組んでいくことが必要であり、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実していく必要があります。

【取組方針】
歴史的文化遺産の調査研究、適切な保存･活用に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など文化に触れ合う機会の拡充を図る。

主な事業概要

○文化活動の推進
・伝統芸能の後世への伝承と次代の担い手育成
・市民が身近な場所で文化に触れ合う機会の提供
○歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用
・研究成果の発信等を通じた文化財に対する市民理解の醸成

基本方針7　生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

【現状と課題】
熊本城マラソンや世界大会の開催等を契機として、これまで以上に、スポーツに対する関心が寄せられており、市民が豊かなスポーツライフを楽しむことができるような環境整備や情報発信等が求められています。

【取組方針】
市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図ります。

主な事業概要

○スポーツ機会の充実
・地域団体によるスポーツ活動に対する支援
○競技力の向上
・競技団体等と連携した各種競技の指導者養成の支援
○スポーツ施設の設備・機能充実
・施設の機能改善や競技備品の充実

（６）重点的取組

評価・検証を行ったところ、熊本地震の発生や新たな課題へ対応等の影響もあり、いまだ十分な成果を得られていない状況となっているため、第１期で掲げた４つの取組項目について引き続き、今後４年間の計画期間においても集中的に取り組んでいくこととする。

１.いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

- 「いのちを大切にする心」の育成
- 子どもたちの心を育むための人権教育の充実
- 保護者や子どもたちの悩みなどに対応する相談体制の充実
- 子どもの変化にいち早く気づき対応する学校の体制づくり
- 家庭と学校の連携体制の強化
- いのちを守る教育の実施
- 学校現場における体罰等を許さない意識の醸成
- フリースクール等との情報交換・連携
- 弁護士などの活用による学校現場の対応強化

２.確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

- 子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の実施
- 学校内外での研修の充実など、教員の指導力強化
- 英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育の推進
- 児童生徒一人に1台のタブレット端末の整備
- 主体的・協働的に学ぶことができる魅力ある授業の実施
- 情報モラル教育の充実と学校・家庭の連携強化
- 質の高い教育の実現に向けた高校改革
- 民間企業等との連携によるキャリア教育の充実

３.教員が子どもと向き合うための体制の整備

- 「学校教育コンシェルジュ」の充実
- 「学校改革！教員の時間創造プログラム」の着実な推進
- 関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実
- 学校、家庭、地域の連携強化
- 教職員の業務実態の把握・分析及び役割分担の明確化
- 教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減
- 弁護士などの活用による学校現場の対応強化

４.学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

- 校舎等の計画的な改修による快適な学習環境の整備
- 地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備
- 校区内の安全マップの作成・活用
- 小中学校への防犯カメラの設置の推進
- 自ら危険を回避する力を身につけられるような指導の実施